

しかしながら、前述のとおり、資産移管子会社に対する貸出は、バブル経済の崩壊にともない、既に日債銀が抱えこんでしまっていた不良債権の処理、あるいは不良債権・不良資産を抱えた系列会社の救済を目的としたものであったから、一般の取引先に対する通常かつ新規の事業資金の貸出と全く同じ基準で融資の適否を論じることは必ずしも妥当ではなく、当時日債銀が置かれていた状況の下で、これらの貸出が究極的に日債銀自体ひいてはその株主の利益に資するものとして、経営の合理的な選択の範囲内であったといえるかどうかという観点から、取締役の善管注意義務違反、忠実義務違反の有無が検討されなければならない。

(3) そこで、資産移管子会社に対する貸出が開始された当時、日債銀をめぐる状況がどのようなものであったのかを次に概観する。

- ① 平成3年3月期において、日債銀の総資産は18,423,617百万円（我が国の銀行中第12位）、貸出残高は11,452,798百万円（同第11位）、債券発行残高は9,785,930百万円にのぼっており、大手銀行の一角を占める存在であった。
- ② 日債銀の昭和60年3月期と平成3年3月期における貸出残高と不動産業及び金融保険業に対する貸出比率を比較すると、いわゆるバブル期において貸出残高、とりわけ不動産業あるいは金融保険業向けの貸出残高が急激に伸張しており、不動産業向け貸出の残高は282%、金融保険業向け貸出の残高に至っては実に420%もの増加率を示している。これは都市銀行をはるかに上回る数字であり、バブル経済の崩壊により、日債銀においても回収に懸念のある債権が大量に発生していたことを推測することができる。

	昭和60年3月	平成3年3月	変動率
貸出残高	66,210	114,528	173%
うち国内貸出	58,435	97,452	166%
不動産業	8,154	23,097	282%
構成比	17.9%	23.7%	—
金融保険業	5,252	22,034	420%
構成比	7.1%	22.6%	—
製造業	11,192	9,909	89%
構成比	19.2%	9.9%	—

製造業は比較のために掲載 単位 億円

その当時作成された資料(平成4年3月11日付「問題債権への対応について」と題する常務会資料)によると、平成4年2月末現在の時点で日債銀の抱えていた問題債権の貸出残高は、不動産関連やノンバンクを中心に1兆6920億円に達し、このうち担保不足額は2779億円と見込まれている。日債銀の自己資本は平成3年3月期において4870億円にすぎなかったのであるから、この当時既に問題債権の処理問題が日債銀にとって重大な経営課題となっていたことは明らかである(その後、年を追うごとに事態が深刻の度を増していったことは言うまでもない)。

- ③ 一方、日債銀の関連会社、特にクラウン・リーシング、日本信用ファイナンスサービス、日本トータルファイナンスといった関連ノンバンクは日債銀にも増して苦しい状況にあった。昭和60年度と平成2年度における各社の総資産及び借入金残高を比較すると次のとおりであり、各社ともバブル期において大量の資金を調達し、これを不動産業等に対する貸出に振り向けて運用していた。

		昭和60年度	平成2年度	変動率
CLC	総資産	4,480	15,211	340%
	借入金	3,726	13,906	373%
NAFS	総資産	864	4,309	499%
	借入金	820	4,100	500%
NTF	総資産	943	7,982	846%
	借入金	939	7,750	825%

単位 億円

これら各社の抱えていた不良債権額を現時点で正確に把握するのは困難であるが、日債銀の内部資料(平成4年3月25日付常務会資料)によれば、平成4年に第一次再建計画が公表された頃、クラウン・リーシングの延滞率は(同社の系列ノンバンクであるCLGEの貸出を含む)62.9%、日本信用ファイナンスサービスについては56.1%、日本トータルファイナンスについては56.0%に達していた。なお、これら3社の破産管財人の報告書には、平成

4年の時点で、クラウンリーシング と日本トータルファイナンスの実質不良化した債権の比率は、それぞれ 77.4%及び 76%と記載されており、時期あるいは基準の違いはあるにせよ、これら3社が独力では再建不可能な状態に陥っていたことを知ることができる。

- ④ 上記関連ノンバンク3社の借入金中に占める日債銀のシェアは、平成2年度当時で、クラウン・リーシングについては6%、日本信用ファイナンスサービスについては9%、日本トータルファイナンスについては6%とバブル期前よりも著しく低下していた(3社の再建計画が公表される直前の平成4年3月期において、日債銀の3社に対する貸出額は約2195億円であった)。これは、バブル期において各社とも他行借入を梃子に業容の拡大を図ったためであるが、日債銀にとっては、これら各社を支援する場合に、単なる債権放棄では焼け石に水の効果しかなく、さりとて、他行貸出分を肩代わりする体力は日債銀自身にもないというジレンマに陥ることになった。むしろ、いたずらに3社に対する支援・救済の途を探ることなく、これらを順次破綻させて日債銀の有する貸出金を処理した方が、3社の処理問題のみを切り離して経済的得失を検討するならば、日債銀の負担は軽かったとさえ考えられる。それにもかかわらず、日債銀が3社の支援を決定した背景には、次のような事情があったものと推測される。

(イ) 平成3年3月期において、日債銀の国際統一基準における自己資本比率は8.50%(自己資本約1兆1529億円、リスクアセット13兆5372億円)であり、自己資本が約700億円減少すると8%を割り込んでしまうという際どい状況にあったから(この場合、自己資本比率を8.50%のまま維持するためには、年間8000億円以上の資産の圧縮を要することになる)、海外に積極的に事業を展開していた日債銀にとって、関連ノンバンク3社に対する債権の処理は現実的にはかなりの困難をとまなうものであったことが推測される。

(ロ) さらに懸念されるのは、関連ノンバンクを破綻させることによって、日債銀自体の信用が著しく毀損し、資金調達等に困難をきたすおそれがあるという点である。

すなわち、平成4年3月末における日債銀の資金量は12兆7358億円(円貨調達のみ)であり、このうち約85%にあたる10兆7532億円が債

券の発行によって賄われていた。このうち、8兆1272億円は利付金融債の販売によるものであり、その償還に年間1兆6000億円以上の資金を要することになるから、日債銀が資金量を維持し続けるためには、ほぼこれに見合う額の債券を販売する必要がある、その循環が途絶えると膨大な額の資金不足が生じることになる(なお、金融機関の資金は常時運用に供されており、手持資金の一時的な過不足はコール市場において運用・調達されるから、金融機関の信用低下は直ちに資金不足に結びつく可能性がある)。

以上から、関連ノンバンク3社の破綻は、日債銀の資金調達に次のような影響を与えた可能性がある。

- a 利付金融債の大口の需要者は金融機関であるから(農林系金融機関を除いても発行残高の約45%を金融機関及び生損保が占めていた)、関連ノンバンク3社を破綻させた場合、他行の反撥を招き、金融機関による利付金融債の購入量が減少し、償還資金等の調達に支障が生じた可能性がある(仮に金融機関と生損保による購入が全く途絶えた場合には、毎年約7000億円ずつ資金量が減少していくことになる)。
- b また、関連ノンバンクの破綻は、日債銀に支援するだけの資金力がないことを内外に示すことになるから、一般的な信用低下を招くことは避けられず、既発債の流通価格が低下し(流通利回りは上昇)、ひいては新発債の販売が困難となる可能性がある。
- c また、日債銀の信用低下により、いずれはコール市場における資金調達にも支障が生じる可能性がある。

(ハ) これらが単なる可能性にとどまらないことは、平成9年4月における関連ノンバンク3社の破産申立以降に、実際に同様の事態が生じていることから裏付けられる。

すなわち、まず、平成9年3月末における債券の発行残高は8兆3270億円あったが、その後、月間で数千億円ずつ減少し、公的管理に移行する直前の平成10年9月末には、4兆3765億円と1年半前の約半分にまで落ち込んでいる。

日債銀は、平成9年以降の資金量の急激な落ち込みを、貸出額の減少(約8000億円減)、投資有価証券の処分(約6000億円減)、海外からの

撤退にともなう円投等の停止（約4800億円減）、定期預金の獲得（約4600億円増）、コール市場からの資金調達（約1兆500億円増）、資本増強（約2900億円）、公的資金の導入（約600億円）などの手段を講じて補っていた。

また、既発債の流通利回りをみると、平成4年3月末には興銀債との間にほとんど差がなく、その後徐々に格差が生じるが、平成8年頃までは0%台を維持していたのに対し、同年末頃から急激に乖離幅が拡大し、平成9年3月以降はそれが4%台にまで広がっている。また、これと歩調を合わせて、平成8年頃からは新発債の利率にも格差が生じ、日債銀が債券の販売に困難をきたしていた様子が窺える。

このように、信用不安が金融機関の経営に大きな打撃となることは、日債銀自身が身をもって示したとおりである。もとより平成4年と平成9年とでは金融環境も日債銀自身の信用力も相当に異なるから、仮に平成4年当時に関連ノンバンクを破綻させていたらどうなっていたかは今となっては想像の域を出ないが、平成9年に金融当局の後ろ盾を得て関連ノンバンクを整理してもこの状態であったから、当局の後押しがなく、いわんや公的資金の導入など考えられなかった当時において、自らも多額の不良債権を抱えていた日債銀が、他行に先駆けて関連ノンバンクを破綻させることに相当な勇気と決断を要したであろうことは想像に難しくない。

また、仮に、関連ノンバンクの支援を断念することにより日債銀に信用不安が生じた場合、今日のように金融システム維持のための諸制度が十分に整備されていない時代であったから、それが他の金融機関に波及し我が国の経済に深刻な影響を与えた可能性も否定できない（特にノンバンクに対しては多数の金融機関が巨額の貸出を行っていたことから、一つの金融機関が独走して貸出金の引き上げ等を行った場合、金融システム全体に連鎖反動的な影響を及ぼし、その崩壊を招く危険があると認識されていた）。

(二) なお、平成4年当時、我が国の金融機関の間では「直系ノンバンクの経営支援は親銀行が責任をもつ」という金融ルール(母体行責任主義)が通用

しており、金融当局にも支持されていると考えられていた。ところが、関連ノンバンク3社の再建計画は、母体行である日債銀のみならず他の金融機関にも負担を求める内容であったことから、母体行責任主義に反するとして他行の反撥を招き、当時の日債銀の会長が事実上その責任をとって退陣するという事態が生じている。もとより、母体行責任主義は唯一絶対の基準ではないから、金融機関の取締役がこれに依拠して危機に瀕した直系ノンバンクに対する金融支援を行うことが常に正当化されるわけではないが、日債銀が関連ノンバンク3社に対する支援を打ち切り融資の引き上げを図ることが当時の状況下において容易でなかったことは、かかる事情からも推測することができる(なお、銀行の取締役の責任を否定するにあたり母体行責任主義に基づいて行われた金融支援であることに言及した裁判例として前掲名古屋高決平7・3・8判時1531・134、名古屋地決平7・9・22商事法務資料版139・208がある)。

- (4) 以上のとおり、資産移管子会社に対する貸出が行われるようになった平成3年当時、日債銀は、バブル経済の崩壊により自らも多額の不良債権を抱えながら、破綻の危機に瀕していた関連ノンバンクや不動産会社の処理を迫られるという極めて厳しい状況に置かれていたと見ることができる。したがって、この当時、日債銀の取締役が直面した経営課題は、不良化した個々の貸出金の回収や処理もさることながら、いかにして銀行の対外的な信用を維持しつつ日債銀ないしその主要系列企業の経営維持を図るかという点にあったと考えられる。

しかして、このように日債銀自身が経営危機に陥る可能性を否定できない以上、取締役がそのようなリスクを極力回避するよう努めることは日債銀ひいてはその株主の利益に適うものであり、かつ、資産移管子会社に対する貸出はその一環として行われたものであるから、担保や貸出条件が通常の事業活動として行われる融資の場合と異なっていたとしても、直ちに当該貸出に関与した取締役に善管注意義務違反、忠実義務違反があると即断することはできない。

しかしながら、その一方で、資産移管子会社を使った問題債権等の処理が日債銀のおかれた状況に抜本的な改善をもたらすものではなく、むしろ不良債権・不良資産の付け替え、移し替えにより問題の先送りを図ったものにすぎず、そればかりか結果的に関連ノンバンク等に対する金融支援により日債銀の不良債権

が増大し、かえって身動きのとれない事態をもたらしたことも事実である。

このような場合に、取締役の法的責任をいかに評価するかは極めて難しい問題であり、当委員会においても必ずしも細部に至るまで意見の一致を見たわけではないが、以下に述べる理由により、資産移管子会社に対する貸出については原則として取締役に善管注意義務違反、忠実義務違反はないと結論することとなった(なお、「原則として」と述べたのは、資産移管子会社に対する貸出とそれにとまなう不良債権の処理自体が直ちに取締役の善管注意義務、忠実義務に違反するものではないという意味であり、そのスキームの中で行われた個々の融資の適否については別途検討を加える必要がある。)

- ① 貸出金が日債銀に還流する仕組みになっている九段開発グループ中核12社等に対する物件買取資金の融資は、単に債権を原貸出先から資産移管子会社に付け替えたものにすぎず、そのこと自体によって日債銀の損失が拡大することはないから、少なくとも現実的に損害の発生を観念することは困難である。加えて、貸出先の担保物件を日債銀の支配下にある関係会社に移したうえで、市況の回復を待って売却し、あるいは商品化を図るという考え方に、少なくとも回収の極大化という点で一定の合理性があることは否定できないから、かかる貸出を行うこと自体は、一応、経営の裁量の範囲内にあると考えられる(但し、これがいわゆる「不良債権隠し」の手段となり、情報開示という点で重大な問題を孕んでいることは後述するとおりである)。
- ② 貸出金が関連ノンバンクや不動産会社に対する借入金等の弁済に充てられ、さらに関連ノンバンクや不動産会社を通じて他の金融機関等に対する弁済に充てられた分については、それがグループ企業に対する金融支援として許容される範囲内のものであるかどうかを検討されなければならない。前述のとおり、このような方法により関連ノンバンク等に対する支援を継続したことが、結果的に日債銀の抱える不良債権を増大させたことは否定しがたい事実であり、しかも、支援を行った時点で関連ノンバンク等や資産移管子会社の経営再建について確固たる目処が立っていたとは到底言い難いのであるから、前記裁判例の趣旨に照らしても、一般論としては、このような場合に取締役の法的責任が肯定されることも十分にありうると考えられる。しかし、何らかの方

法で関連会社を支援・救済することが日債銀自身にとってもその存亡にかかわる喫緊の経営課題であったことは既に見たとおりであり、さらに本件においては、③以下に述べるような事情も勘案されるべきであろう。

- ③ 今日のように金融システム安定のための諸制度が整備されていなかった当時においては、関連ノンバンクの破綻にともない日債銀が信用不安に陥った場合、それが他の金融機関に波及し我が国の経済に深刻な影響を与えた可能性のあることは否定できない(関連ノンバンク3社問題に対する金融当局の関心は専らこの点にあったと推測されるし、日債銀の取締役らも大手銀行の信用不安がもたらす影響を十分に認識していたはずである)。このような危機を避けるためには、当面、関連ノンバンク等の有する不良債権・不良資産を資産移管子会社に移転させることにより関連ノンバンク等を間接的に支援し、景気の回復地価の上昇を待つ以外に、日債銀が採りうる有効な手段はなかったと考えられる。
- ④ もとより、これらの巨額の不良債権を処理するためには不動産市況の好転が必要であり、日債銀がこれに期待することは客観的な裏付けのない単なる願望にすぎなかったとも言えるが、逆に、資産移管子会社に対する貸出が集中的に行われた当時、不動産価格の低迷がこれほど長引くと予測することは経済の専門家にとっても必ずしも容易ではなかったと思われる。すなわち、いずれにせよ将来における市況の動向を正確に予測することが困難である以上、現実に信用リスクが発生した場合の深刻な影響を考慮し、当面、金融支援を行うことにより関連ノンバンク等の破綻を回避しようと試みることは、必ずしも通常の企業人として合理的な選択の範囲を逸脱したものとは言えないと考えられる。
- ⑤ 現実には、その後も不動産市況は回復の兆しを見せず、日債銀は資産移管子会社の経営破綻を回避するために利貸し等さらに回収の見込みの薄い金融支援を継続的に行うことになったのであるが、これらの貸出も不良債権処理の一環として資産譲渡代金の融資の延長線上になされたものであり、かつ、いったん系列ノンバンク等に対する金融支援を開始した以上、これを途中で打ち切ることが、さらに大きな損失と信用上のリスクを日債銀にもたらすことは明らかであったと考えられるから、この段階で日債銀が自らの延命を図るために超

長期の再建計画を念頭に置いて資産移管子会社に対する金融支援を継続したことは、必ずしも日債銀やその株主の利益に反するものではなく、日債銀が置かれた状況を前提とすれば経済的な合理性に著しく欠けるとまでは言えないのではないかと考えられる(したがって、本件で問題とすべきは、資産移管子会社に対する利貸しそのものではなく、利貸しが行われたために、資産移管子会社に対する融資の実態が的確にディスクローズされなかったという点にあると思われる)。

- ⑥ 日債銀にとって、関連ノンバンク等や資産移管子会社の財務状況を抜本的に改善することは困難であったが、少なくとも各社の経営を維持するために必要最小限の資金を注入しキャッシュフロー面での支援を継続することは、銀行本体の信用(資金調達力)が維持されている限り、必ずしも不可能ではなかったと考えられる。この意味で、当面、経済環境の好転や地価の回復に期待しつつ、関連ノンバンク等を維持存続させていくための支援能力が日債銀に欠けていたとは言えない。但し、そのためには金融債の発行等を通じた資金調達が可能であることが必須の前提であり、日債銀にとっては自らの信用維持を図ることが関連会社ひいては日債銀自身の破綻回避のために何よりも重要な課題であった。
- ⑦ 当委員会における調査では、資産移管子会社に対する貸出が行われるようになってから、金融当局に対して資産移管子会社に対する融資の実態を隠蔽した形跡は認められない。
- ⑧ また、資産移管子会社に対する貸出は日債銀の権限規定等に則って実行されており、貸出に関する行内の意思決定ルールに違反した事実は認められない。
- ⑨ 当時、日債銀自身も関連ノンバンク等の処理が日債銀にとって喫緊にして最重要の経営課題と認識しており、平成2年9月ころから関連ノンバンク等の経営状況を把握するために調査を開始した。その結果、ノンバンク各社の資産の痛みが甚だしくロスを直ちに顕在化させることは事実上不可能であり、当面市況の好転を待つしかないが、そのためには利益確保による信用維持が不可欠であるとの結論に至った。そこで、日債銀は、日債銀の償却能力やBIS規制等を総合考慮し、大蔵省銀行局と密接に連絡を取りながら、各ノンバンクの再建

計画を作成・決定した。

なお、日債銀は上記の調査の過程において、日本トータルファイナンスについては再建が中長期的には極めて困難であるとの認識の下、同社を清算する可能性についても検討を加え、和議申請を含む複数の整理スキームを設定して具体的な数字を基にシミュレーションを行った。そのうえで、大蔵省銀行局に対し、同社は即時清算することなく日債銀の支援の下で他行返済を進めつつ時間をかけて処理をする方針であることを伝え、その了承を得たうえで先延ばしを目的とする第一次再建計画を立案・決定した。第二次再建計画についても、日債銀は、第一次再建計画が終了する前の平成6年から大蔵省銀行局と連絡を取りながら、第一次再建計画の方針を踏襲する内容で立案・決定した。

ところで、特に痛みの激しい日本トータルファイナンス1社について、これを清算した場合には、再建中の他のノンバンク(特にクラウン・リーシング及び日本信用ファイナンス)にも影響が生じることが予想されるところ、ノンバンク3社に対して債権を有する金融機関の日債銀利金債の保有状況は、第一次再建計画策定時においては約26%、第二次再建計画策定時においては約29%であり、ノンバンク3社の債権者との関係は日債銀自身の資金状況にも多大な影響を与えるおそれがあった。加えて、日本トータルファイナンス1社のみに限っても、同社に対して債権を有する金融機関の日債銀利金債保有状況は、第一次再建計画策定時において約15%、第二次再建計画策定時において約20%であり、日本トータルファイナンス1社のみを清算した場合にも、日債銀の資金状況に相当大きな影響が生じたであろうことは容易に推察されるのであり、日債銀としても、これらの状況を当然念頭に置いたうえで様々な検討を行ったものと考えられる。

- (5) 以上のとおり、関連ノンバンク等を直ちに破綻させることは日債銀自身の経営危機にとどまらず他の金融機関を巻き込んだ連鎖的な信用不安を招く危険性があったこと、当時は金融システム安定のための諸制度が整備されおらず、日債銀がかかる危険を避けるためには、当面、資産移管子会社に不良資産を移し替えることにより経済の回復・地価の上昇等を待つほか有効な対処の方法がなかったと考えられること、日債銀自身もかなり逼迫した状況にあったがキャッシュフローでみた場合には関連ノンバンク等に対する支援を継続する資金力がなかつ

たとする根拠はなく、関連ノンバンク等の倒産が具体的に予見可能な状況にあったとまでは言えないこと、関連ノンバンク等に対する支援計画は金融当局の了解の下に決定され、また、当委員会における調査では日債銀が資産移管子会社を使った不良債権の処理を金融当局に隠蔽した形跡は認められないこと、関連ノンバンク等に対する支援計画は日債銀内部において相当慎重な検討を経て決定されたと考えられること等本件に特有な諸事情を考慮すると、従前の裁判例等の趣旨を勘案してもなお、日債銀が資産移管子会社に貸出を行うことにより不良債権・不良資産の移し替えを行ったことに一定の合理性が見出せないわけではないと考えられる。

なお、付言すれば、日債銀が今日の事態に至った原因は、ひとえにバブル期における日債銀自身や関連ノンバンク等による過大な貸出にあったところ、バブルが崩壊した以上、その時点で、日債銀には、当面、社会的・経済的な混乱を極力回避しつつ問題を先送りし、経済の好転・地価の上昇を待つしか方策が残されていなかったことになる。このような事情に鑑みると、バブル期における過大な融資あるいはその原因となったと思われる長信銀の抱えていた構造的な問題を不問に付したまま、その後始末に奔走せざるを得なかったバブル崩壊期後に就任した取締役の法的責任のみを追及することが、法が要求する正義と衡平という観点に照らし果たして妥当であろうかという疑問が存在することも事実である。当委員会は、資産移管子会社を使った不良債権の処理手法を積極的に是認するものではなく、また、個別の事案においてそれが取締役の善管注意義務違反、忠実義務違反となりうることを否定するものでもないが、日債銀自身が倒産に至るかもしれない危険を犯して関連ノンバンク等に対する支援を断念するか、それとも景気の回復・地価の上昇に期待して問題を先送りするかという極めて困難な選択を迫られ、その結果として行われた資産移管子会社に対する一連の貸出が、日債銀ひいてはその株主の利益を図るために全くありえない不合理な経営判断であったとまでは言えず、したがって、それにより日債銀が被った損失について取締役に損害賠償請求を負わせるのは適当でない結論するものである。

2 刑事上の責任について

(1) 本項では、日債銀による資産移管子会社に対する貸出が取締役らの特別背任

罪(商486 I)に該当するか否かについて検討する(なお、これとは別に、資産移管子会社に対する融資の実態が適正に開示されなかった点に問題があることは既に述べたところであるが、これについては第5章で検討する)。

(2) 特別背任罪が成立するためには、取締役らが、自己もしくは第三者を利し、または会社を害する目的で(図利加害目的)、その任務に背き(任務違背)、会社に財産上の損害を加えること(財産上の損害)、さらに、自己の行為が任務に背くものであり、その結果として会社に財産上の損害を生ぜしめることについての認識(故意)が必要である。これを本件における資産移管子会社に対する貸出について検討すると以下のとおりである。

① 一般に、銀行が貸付取引をなすにあたっては、それが広く国民大衆から集めた資金を運用するものであること、銀行が信用経済社会の中心に位置し、その業務運営の適否が信用秩序の維持に重大な関係をもっていることなどに照らし、安全性すなわち回収の確実性がもっとも重視されるべきであり、融資業務に携わる者は、回収困難な債権を生ぜしめて銀行の資産状態の悪化を招くことのないよう、貸出先の信用状態、担保の保全状況等に十分留意のうえ融資を実行すべき職責を負っている。

この点、日債銀が貸出を行った資産移管子会社の多くは、いずれも日債銀ないし関連ノンバンク等の関連会社が保有する不良債権・不良資産の付け替え、移し替えのために設立・運営されたペーパーカンパニーであり、もともと日債銀ないし系列企業の支援なしでは存続を図ることが困難であって、かつ、その貸出にあたり十分な物的・人的担保が徴求されていたとは言い難いのであるから、回収の確実性という点では相当に疑問のある融資であったと言わざるを得ない。

しかしながら、前項で述べたように、これら一連の貸出が行われた当時、日債銀は、バブル経済の崩壊により自らも多額の不良債権を抱えながら、破綻の危機に瀕していた関連ノンバンクや不動産会社の処理を迫られるという極めて厳しい状況に置かれていたのであり、そのような状況下にあつて、資産移管子会社に対する貸出は、銀行の対外的な信用を維持しつつ日債銀ないしその主要系列企業の経営再建を図るという究極的には日債銀自身の破綻回避と信用秩序の維持に適う手段として選択されたものとみることができる。また、貸出にあたり通常の事業活動として行われる融資のように担保や貸出条件が厳密に吟味されてい

ないという点で、一種の冒険的取引であることは否定できないにしても、金融システム安定のための諸制度が整備されていなかった当時の状況下において、大銀行の信用不安あるいは経営破綻という万一のリスクを回避するための有効適切な手段がほかに見当たらない以上、貸出時の判断としては、一概にその合理性を否定できないことも既に見たとおりである(なお、銀行の系列企業に対する融資について特別背任罪の成立が認められた裁判例として大光相銀事件判決(新潟地判昭59・5・17判時1123・3大光相銀事件一審判決、東高判昭62・12・8高裁刑事裁判速報集62・121同控訴審判決)があるが、同事件は取締役らが違法な融資等の存在を金融当局に隠蔽し、その発覚を恐れて系列企業に対する回収不能な貸出を継続的に行ったという事案であって、本件とは事情を異にするうに、銀行の信用不安あるいは経営破綻にともなう社会的影響の大きさに関しても、地方の一相互銀行の破綻のケースと本件日債銀のケースとは同日に論じられない面があるから、その論旨を直ちに本件に適用することは妥当ではないと考えられる)。これに加えて、1、(4)、①ないし⑨で検討した本件に特有な諸事情をも勘案のうえ、当委員会としては、日債銀が資産移管子会社に対して十分な回収の見込みがなく継続的に貸出を行ったこと自体をもって、それが信義則から生ずる信頼関係に違背し実質的に日債銀に不利益をもたらす行為であり、特別背任罪における取締役らの任務違背に該当するとは直ちには断定できないと結論する。

- ② 次に、特別背任罪が成立するためには、取締役らに図利加害目的(「自己若ハ第三者ヲ利シ又ハ会社ヲ害センコトヲ図リテ」)の存在することが必要である。

資産移管子会社に対する貸出金のうち、関連ノンバンクや不動産会社に対する借入金の弁済やこれら関連会社の保有する資産の譲渡代金に充てられた分については、関連会社に対する金融支援たる実質を有するものであるから、形式的には「第三者」である関連会社の利益を図る目的があったことは否定できないが、それ以上に、関連ノンバンクの破綻により日債銀自身の財務体質の脆弱さが露呈し、信用維持が困難となることを懸念したことによるものと認められるから、日債銀が資産移管子会社に対する融資を通じて系列ノンバンク等を支援した主たる目的は、むしろ日債銀自身の利益を図るところにあったと考えられる。

また、金融機関の不良貸付について特別背任罪の成立を認めた裁判例の中

には、当該融資が取締役に対する責任追及を免れるための自己保身の目的から出たものであると認定したものがあつた(前掲大光相銀事件一審判決及び控訴審判決)。しかし、日債銀がいわゆるオーナー系、同族系の金融機関でないことはもちろん、資産移管子会社に対する貸出を開始した以降の経営陣の中に日債銀あるいは主要系列企業に対し特段の個人的利害関係を有していた者がいたとする根拠はなく、また、日債銀の苦境はバブル期における過大な貸出によるものであつて、その当時の取締役の責任は重大であるとしても、これによって生じた不良債権の処理にあつていたバブル崩壊期以降の新経営陣が直ちに個人的責任を追及される立場にはない。さらに、当委員会における調査では金融当局に対して関連ノンバンク等や資産移管子会社に対する融資の実態を隠蔽した形跡は認められないうえに、日債銀の取締役らが殊更に自己の責任回避を図つた形跡はなく、かえつて関連ノンバンク3社の再建計画について他行に協力を要請する過程で当時の会長が事実上その責任をとつて退任する等の事情も認められるのであるから、本件における資産移管子会社に対する貸出が取締役らの自己保身を主たる目的として実行されたとみるのは妥当ではない。

なお、図利加害目的については、意欲ないし積極的認容までは必要とされなないが単なる未必的認識では足りず確定的認識を要すると解するのが多数説であるが、本件資産移管子会社に対する貸出を行うにあたり、日債銀の取締役にそれが日債銀を害することについての確定的認識があつたと認めるに足る根拠はないから、本件においては加害目的を認定することも困難であると考えられる。

以上の理由により、当委員会としては、日債銀が資産移管子会社に対し継続的に貸出を行つたことについて、取締役に図利加害目的の存在を認めることはできないと結論する。

(3) 以上のとおり、当委員会は、当時、日債銀が置かれていた状況に鑑みると、日債銀が資産移管子会社に対し十分な担保等を取得することなく継続的に貸出を行つたこと自体をとらえて、それが特別背任罪に該当するとみることは困難であると考えられるものであるが、その理由は、これら一連の融資を関連ノンバンク等の破綻にとまなう日債銀自身の信用不安を回避するための手段として一概に不合理なものとして決め付けることはできず、かつ、取締役らは日債銀自身の利益に資するものとして

これらの融資を実行したと認められるからである。しかしながら、なお、そのスキームのなかで行われた個々の貸出の中に、上記の趣旨・目的を逸脱して行われた違法なものがなかったかどうかについては別途慎重に吟味する必要があると思われるので、この点については次項3で述べる。

3 個別問題案件

これまで述べてきたとおり、当委員会は、日債銀が、日債銀自身あるいは関連ノンバンク等が抱えていた不良債権、不良資産を処理するために、資産移管子会社に対する一連の貸出を実行したこと自体をもって違法と評価することは相当でないと考えられるものであるが、そのようなスキームに基づいて行われた個々の貸出の中に、担保不動産の保全、回収の極大化、関連ノンバンクの支援、銀行本体に対する信用不安の回避といった本来の目的を逸脱した明らかに不合理・不必要なものが含まれていれば、それについてはあらためて関与した取締役の責任が検討されなければならない。そのような疑いがあるものとして当委員会において検討された各貸出については、これらを違法とするには、貸出がなされた背景や経緯さらには貸出の目的等についてさらに詳細に解明する必要があるとあり、当委員会が入手することができた資料によっては、その違法性の有無について確定的な結論を得るには至らなかった。

第4章 一般取引先に対する融資について

- 1 本章では、日債銀の関連会社や九段開発グループ各社以外の一般取引先に対する貸出につき、これに関与した日債銀の旧経営者らに対する民事責任の追及及び刑事告発の必要性、妥当性という観点から検討する。

当委員会が調査の対象としたのは44貸出先に対する融資であり、調査対象貸出先の抽出方法は以下に述べるとおりである。

すなわち、まず、日債銀の一般取引先のうち、平成10年12月16日を基準日とする債務者区分において要注意先以下とされた債務者を、その業種により不動産業、建設業、ノンバンク等に区分し、各区分において貸出残高や債特残高、償却累

計額が大きい先をまず抽出した。次いで、その中から、マスコミ等において名前が挙げられた先、九段開発グループ各社による物件買取実施先、日債銀と関連ノンバンク等の双方から貸出がなされている先等を抽出し、これに日債銀を主力行とするゴルフ場会社等を加え、他方、他の金融機関の系列会社、系列ノンバンク、主力先を除外するなど所要の調整を行って、最終的に44先を抽出し、これらについて集中的に調査を行ったものである。

- 2 上記44先に対する貸出について調査したところ、その多くはバブル経済期からバブル経済崩壊直後の融資であり、バブル経済の崩壊とそれに続く不動産市況の低迷などの経済的要因が不良債権化の主たる原因であった。また、プロジェクト案件等についてはその成功を見込んで担保評価がなされているが、この点も融資時点においては特に問題があるとはいえない。もとより、バブル経済期の与信管理、審査体制に甘さがあったことは否めないが、これは多かれ少なかれ他の金融機関にも認められることであり、当時の取締役らの経営責任は否定できないとしても、この点のみをもって直ちに法的観点から貸出に違法があったとするのは妥当ではないと考えられる。

次に、バブル経済崩壊後に行われた特徴的な貸出としては、貸出先の経営状態が悪化した後に行われた利払資金融資、肩代わり資金融資、分社化支援融資等がある。

このうち、まず、利払資金融資は延滞開始前後の時期に行われており、貸出時点において回収困難であることが予測しうるという意味で問題なしとしない。しかし、延滞発生や倒産を回避しつつ、プロジェクト資産の売却、分社化などによる仕掛かりプロジェクトの商品化を図ることによって回収促進、取引解消を目指すという方針の下に、必要な限度で支援を行うこと自体は、一種の担保保全行為として是認するものとする。そこで、利払資金融資が必要な限度での支援であったかどうかの問題となるが、調査した範囲では、融資時点でプロジェクトの商品化に期待することが明白に不当と思われるものや、その額が明白に必要な限度を超えていると思われる案件は確認されなかった。

次に、肩代わり資金融資は、日債銀が他社に取引先を紹介した場合において、その紹介先が取引先に対して行った貸出を、当該取引先が苦況に陥った後に日債

銀が肩代わりしたというケースが典型である。このような融資であっても、紹介先が肩代わり後も日債銀に対し連帯保証をしたり、あるいは、肩代わり資金を融資する際に相応の追加担保を徴求しているような場合は特に問題はない。また、取引先を紹介した際の経緯等により日債銀にいわゆる紹介者責任が認められる可能性がある事案や、取引先グループとの関係悪化にともなう経済的不利益を回避するために肩代わりをしたと思われる事案についても、その当時の経営判断として、一概に違法とまでは決め付けられない面がある。但し、調査した範囲でそのような事情が確認できなかったものについては、一応、問題が残る貸出として指摘しておく必要がある。

さらに分社化支援融資は、日債銀が貸出をした不動産開発案件等について、当該不動産等を別の法人(多くが当初の貸出先の関係先)に移し、これにともなって貸出を当該別の法人向けに変更するというものである。分社化の目的は、差押え等を防止しつつ、仕掛かりプロジェクトの商品化により早期回収を図ることやプロジェクト資金の流れを明確化することなどにあり、それ自体としては一定の経済合理性があることを否定できない。調査した範囲では、融資時点でプロジェクトの商品化に期待することが明白に不当と思われる案件は確認されなかった。

- 3 以上のとおり、日債銀が前記44先に対する貸出を実行するにあたり、景気動向や不動産市況の見通しを誤ったことは事実であり、この意味で取締役らの経営責任は否定できないと考えるが、バブル経済の形成とその急激な崩壊という当時の特殊な時代背景を考慮すると、当委員会としては、これらの貸出を行ったことが直ちに違法な行為にあたるとまではいえないと判断した。

もともと、調査の過程においては、以上のような前提にたっても、なお融資の合理性・必要性について疑問を払拭できない案件が存在したが、これらを違法とするには、貸出がなされた背景や経緯さらには貸出の目的等についてさらに詳細に解明する必要があり、当委員会が入手することができた資料によっては、その違法性の有無について確定的な結論を得るに至らなかった。

第5章 平成10年3月期(第65期)の有価証券報告書について

1. 平成10年3月期有価証券報告書における重要な事項についての虚偽記載の内容

日債銀は、平成10年11月16日に通知された資産内容の健全性等について長期信用銀行法第17条において準用する銀行法に基づく金融監督庁による検査の結果、自己資本の充実の状況については、「検査の結果を踏まえた追加償却・引当額を前提とすれば、貸借対照表上の資産の部が負債の部を下回ることになるものと見込まれるとともに、長期信用銀行法施行規則第20条の3第3項に規定する、『貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額が貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を下回る場合』にも該当すると見込まれる」とされた。金融監督庁の検査結果と日債銀による自己査定の結果との相違額は、第Ⅲ分類の金額は7178億円、第Ⅳ分類の金額は1277億円とされ、その資産分類の相違結果に対し、日債銀の償却・引当基準を適用すると、5615億円の貸倒引当金の計上不足とされたものであり、その結果、平成10年12月13日に金融再生法に基づき実質破綻の認定をされたものである。

当委員会は、公認会計士委員が、金融監督庁によるアプローチとは別に独自の分析により日債銀の貸出金の評価を実施した。同委員による調査は、調査人員及び調査時間の制約もあることから、上記金融監督庁による検査結果において債務者分類の相違あるいは必要引当金額の不足が最も顕著であった九段開発グループ等の関連会社に対する貸出金についてサンプリングによる評価を行ったものである。その結果、金融監督庁とは別のアプローチにより日債銀関連会社に限定した貸出金の評価を行っても、金融監督庁の検査結果に基づく引当不足額5615億円を上回る金額の引当不足が平成10年3月末日においてあったものと判断される。この結果、日債銀の平成10年3月31日に終了する第65期事業年度の有価証券報告書の「第5 経理の状況」に記載された貸借対照表の負債の部に計上された貸倒引当金及び資本の部の欠損金と未処理損失金は、最低でも金融監督庁の検査結果に基づいて算定された金額に相当する金額だけ過少に表示され、また損益計算書のその他経常費用の内の貸倒引当金繰入額は同額過少に、経常利益、税引前当期純利益および当期純利益は同額過大に表示されており、その結果日債銀は平成10年3月末日現在債務超過の状態にあったものと判断せざ

るを得ない。

以上が証券取引法第197条1号に定める有価証券報告書の重要な事項についての虚偽の内容である。

2. 結論

当委員会は、平成10年3月期の有価証券報告書に証券取引法違反の事実が存するか否かについて、日債銀の自己査定基準の当否(作成経過の検討を含む)、基準の運用・当てはめの実態、自己査定結果と金融検査の乖離の程度、日債銀の自己査定数字ではなく金融検査の結果あるいはそれに近似した数値が自己査定結果であった場合の日債銀が受ける影響、実態数値の試算によって自己査定結果との乖離を認識していた事実等を総合的に勘案の上、結論として以下のとおりと考える。

日債銀は、貸出資産の傷みが深刻である状況において、早期是正措置制度が平成10年3月期から実施されて自己資本比率の正確な算定の観点から全ての資産を一定の基準に従って自己査定しなければならなくなることに対処するため、九段開発グループ等の関連会社を「要注意先」と債務者分類する内容で自己査定基準を作成した。そして平成10年3月期の自己査定において、他の関連会社に関しても支援を理由に要注意先とするなど、第Ⅲ、第Ⅳ分類債権を可能な限り圧縮する方針のもと、自己査定を行った。日債銀は、資産の実態把握の観点から以前に行った不良資産の試算から、大蔵省の通達によって示された基準あるいは客観的な債務者区分に従って債権分類を行えば、必要な償却・引当の結果、日債銀が債務超過に陥ることを認識していたものであり、実質は債務超過であることを認識しながら、これを回避する目的で、前述の基準の作成及びこれに基づく自己査定を行い、本来必要な償却・引当を行わず債務超過を回避したものと判断される。日債銀の自己査定結果と、金融監督庁検査の結果あるいは当委員会の試算との乖離は極めて大きく、このような極めて大きな乖離は明らかに基準の許容範囲を逸脱している。有価証券報告書の貸倒引当の計上不足は債務超過か否かを左右する重要な事項であって、日債銀は意図して過少計上を行ったあるいは少なくとも明確に認識して有価証券報告書に虚偽記載を行ったと判断される。

第6章 結語

当委員会による調査の結果を要約すると以下のとおりである。

すなわち、まず、日債銀の平成10年3月期(第65期)の有価証券報告書には重要な事項につき虚偽の記載があることが認められる。その内容は、当該有価証券報告書の「第5 経理の状況」に記載された貸借対照表の負債の部に計上された貸倒引当金及び資本の部の欠損金と未処理損失金が過少に表示されていること、及び損益計算書のその他経常費用のうちの貸倒引当金繰入額が過少に、経常利益、税引前当期純利益及び当期純利益が過大に表示されていることである。これらの記載は意図的にあるいはそれが虚偽であることを明確に認識してなされたと判断されるから、かかる事情を知りつつ当該有価証券報告書の作成・提出に関与した日債銀の役職員には平成10年法律第107号による改正前の証券取引法第197条1号の罪が成立する。よって、当委員会としては本件を証券取引法違反として告発すべきものと思料する。

なお、九段開発グループ等日債銀の関連会社及び一般取引先に対する貸出の中には、その合理性・必要性に疑いがあるものが存在したが、当委員会が入手することができた資料によっては、旧経営者の法的責任の有無につき確定的な結論を得るには至らなかったため、その概要を報告するとともに問題点を指摘するにとどめた。

よって本報告書記載のとおり報告する。